

介護保険サービス事業者の指定取消に伴う返還請求額の確定について

平成 29 年 3 月 31 日をもって介護保険サービスの指定取消処分を受けた事業者について、不正請求事案に係る帳票類の確認・点検を行ってきたところですが、下記のとおり返還請求額を確定しました。

記

1. 事業者（返還請求先）

法人名 株式会社 松江テクノサービス
代表者 代表取締役 金築多美子
所在地 松江市宍道町伊志見 493 番地 1

2. 対象の事業

事業所名 訪問介護事業所 出雲すずかけの樹
所 在 地 出雲市荒茅町 2780 番地 28
対象事業 訪問介護、介護予防訪問介護

3. 返還請求額

総額 4,984,650 円

内訳 保険者（市）分 4,670,112 円（うち不正請求に伴う加算金 830,730 円）

利用者分 312,330 円（58 人）

公費（生活保護費）分 2,208 円（3 人）

※返還対象期間：平成 26 年 7 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日 対象件数：1,601 件

4. これまでの経緯

- ・平成 28 年度に県が行った実地検査において、数多くの不正請求事例や虚偽報告が確認されたため、県は、平成 29 年 3 月 31 日をもって介護保険サービス（訪問介護事業）の指定を取り消す行政処分を行った。
- ・その後、市では、県が行った実地検査の書類（平成 26 年 7 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで）及び対象事業所から提出された書類（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）の確認・点検を行い、不正請求額を確定した。
- ・平成 29 年 12 月 27 日に事業者に対して確定額を提示したところ、事業者から「確定額に異議は無い」との回答を得た。平成 30 年 1 月 4 日には、平成 30 年 3 月 30 日までに全額を返還するとした納付誓約書が提出されている。